

令和５年度第１回岩国市地域公共交通活性化再生法協議会

令和５年度第１回岩国市地域公共交通会議（合同開催）（Web 会議）

日時：令和５年５月２６日（金）１０：００～

場所：岩国市役所 ４１・４２ 会議室 ほか

次 第

１ 開 会

２ 議 事

- (1) 令和４年度岩国市地域公共交通活性化再生法協議会の事業報告及び会計決算について 資料 1 p. 1 ～ p. 3
- (2) 岩国市地域公共交通活性化再生法協議会規約等の一部改正について 資料 2 p. 1 ～ p. 8
- (3) 地域内フィーダー系統確保維持計画（Ｒ６～Ｒ８）の認定申請について 資料 3 p. 1 ～ p. 31
- (4) 令和５年度錦川鉄道生活交通改善事業計画（鉄道軌道安全輸送設備等整備事業）について 資料 4 p. 1 ～ p. 5

３ その他

岩国市乗合タクシー（よべるん）の運行状況について 資料 5 p. 1 ～ p. 5

４ 閉 会

- 議 事 -

(1) 令和 4 年度岩国市地域公共交通活性化再生法協議会の事業報告及び会計決算

発言者	発言要旨
	(資料 1 について事務局より説明) モビリティマネジメント事業関連として、公共交通マップ及び時刻表の継続配布を行うとともに、転入者向けのチラシ作成・配布、中学生と保護者を対象とした通学定期券利用促進事業のリーフレット配布、高校生と保護者を対象とした公共交通のチラシの印刷・配布を行いました。 その他では、5 月 3 日に錦川鉄道こども鉄道員に合わせた交通教室、10 月 3 日から 11 月 7 日にいわくにバス（株）と合同で川下小学校で 1 回、麻里布小学校で 2 回、岩国小学校で 2 回のバスの乗り方教室を実施しています。例年であれば岩国柱島海運（株）と合同で船の乗り方教室を実施していますが、新型コロナウイルスの影響で中止となっております。 協議会につきましては、W e b 会議 4 回、書面会議 1 回の合計 5 回の協議会を開催いたしました。W e b 会議の 4 回につきましては、岩国市地域公共交通会議と合同で開催しております。 また、令和 4 年度は岩国市地域公共交通計画の策定を行っています。 (歳入歳出予算) 歳入予算は、岩国市からの負担金として 11,634,000 円及び、前年度からの繰越金として、1,509,201 円、国からの計画策定のための調査事業の補助として当初 5,000,000 円の収入金の見込みを補助額から減額され 1,269,125 円の収入があり、これらを合わせ、歳入予算減額及び収入済額 16,975,201 円に対し、収入済額の合計は 14,412,326 円となりました。 歳出予算は、運営費として交通会議と合同開催のため 0 円、事務費として、32,141 円、事業費として、令和 4 年度モビリティマネジメント業務 5,010,940 円、岩国市地域公共交通計画策定業務 7,590,000 円と 12,600,940 円を支出しております。 収入済額から支出済額を差し引いた差額が次年度繰越額 1,779,245 円となります。 (監査報告) 令和 5 年 5 月 10 日に令和 4 年度会計に係る帳簿等について監査し、適正に処理されていた旨、監事を代表して薦監事が報告。
会長	質問等があればお願いします。
委員等	(なし)
会長	ないようなので、議題の(1)「令和 4 年度岩国市地域公共交通活性化再生法協議会の事業報告及び会計決算」については提案どおり承認することで異議はありませんか。
委員等	異議なし

会長	異議なしと認め、議題の(1)は、提案どおり承認されました。
----	-------------------------------

(2) 岩国市地域公共交通活性化再生法協議会規約等の一部改正について

発言者	発言要旨
	(資料 2 について事務局より説明) この度の規約の改正内容についてご説明いたします。この度の規約改正は第 15 条に記載されております課名を、「地域交通課」から「交通政策課」に変更するものです。 改正理由は、組織改編にともない課名が変更となったためです。 また、岩国市地域公共交通活性化再生法協議会事務局規定につきましても、同様に第 3 条の 2 及び 3 項につきましても、「地域交通課」を「交通政策課」に課名の変更を行います。 規約、事務局規定共に本協議会でご承認いただいた後施行するものいたします。
会長	質問等があればお願いします。
委員等	地域交通課から交通政策課に変更となった組織的な変更点を教えていただきたい。
会長	言葉のみを変えたのではなく、組織の名前が変われば、業務の中にも意図することが含まれてくるということでご理解いただきたい。
委員等	了解しました。
会長	ほかにありませんか。
委員等	(なし)
会長	ないようなので、議題の(2)について承認することで異議はありませんか。
委員等	(なし)
会長	異議なしとして、議題の(2)は、提案どおり承認されました。

(3) 地域公共交通確保維持改善事業について

地域内フィーダー系統確保維持計画（R 6～R 8）の認定申請について

発言者	発言要旨
	(資料 3 について事務局より説明) 来年度、令和 6 年度の「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」についてです。この「計画書」は、令和 6 年度から令和 8 年度の 3 年間の計画となり補助事業としての令和 6 年度は本年 10 月から来年 9 月までとなっております。この計画書に基づいて、本年 10 月から来年 9 月まで運行し、その結果をもって、来年度、補助金の交付申請を行う流れとなります。国庫補助の対象となるバス路線は、玖珂地域で岩国市が運行している生活交通バスの谷津上線と玖西循環線、それから、第一交通株式会社に運行委託をしている、叶木・二鹿・持ヶ峠線の過疎地域乗合バスの 3 路線でございます。まず路線図といたしましては、15 ページの紫線で示しているものが谷津上線、赤い線で示しているものが玖西循環線の路線となります。それから、22 ページと 23 ページのものが過疎地域乗合バスとなります。運行計画書として、2 ページに「事業の目的・必要性」が記載されております。いずれの路線も「利用の多くを占める高齢者の通院や買物への移動手段となっているため、地域公共交通確保維持事業を活用し存続させていく必要がある」と整理して

おります。続いて、3 ページには「地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果」について記載をしております。目標設定に当たりましては、玖珂地域の生活交通バス、過疎地域乗合バスともに、「1 運行当たりの利用者数」を指標として目標設定をしております。いずれの路線も周辺人口そのものが減少している傾向の中、利用者数の予測も同様のものとなりますが、地域公共交通計画で定めた事業等により利用促進に努めることで、前年度実績ベースは維持したいとの思いから、令和4年度の実績値をもって3年間の目標値としております。

今後とも補助対象事業の基準など文書作成に関する細部にわたる調整が必要となりますので、軽微な修正に関しましては、事務局に一任していただければと考えております。

計画内容が大きく変わる場合には、改めて「お示し」をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

会長	質問等があればお願いします。
委員等	玖西循環線の補助金については、玖珂地域内に限っての申請でしょうか。
事務局	走行しています玖珂地域、周東地域全てのエリアの経費に対して補助しているものです。
委員等	承知しました。 もう一つ質問ですが、ダイヤ改正時においては玖珂地域の全戸に配布と書いてありますが、周東地域の方はないでしょうか。
事務局	確認させていただき、後ほどご連絡をさせていただくのでよろしいでしょうか。
委員等	承知しました。
委員等	地域内フィーダー系統確保維持計画の認定申請につきまして、事前の確認をしまして特段問題ないことを確認しております。
会長	ほかにありませんか。
委員等	(なし)
会長	ないようなので、議題の(3)について承認することで異議はありませんか。
委員等	(なし)
会長	異議なしと認め、議題の(3)は、提案どおり承認されました。

(4) 令和5年度錦川鉄道生活交通改善事業計画（鉄道軌道安全輸送設備等整備事業）について

発言者	発言要旨
	(資料4について事務局より説明) この計画は、錦川鉄道(株)が輸送の安全を確保するために行っている鉄道設備の改修・更新事業について、国の鉄道施設総合安全対策事業に係る令和5年度分の補助金の交付を受けるために必要となるものです。この計画における事業の目的・必要性は『錦川清流線は、過疎化・高齢化の進む沿線地域において通勤・通学・通院等の住民生活を支える重要な交通手段となっていますが、開業以来50年以上が経過し施設全体の老朽化が進んでおり、保守作業等における安全性を確保するためにケーブル更新などの老朽化した鉄道施設を更新することによって、輸送の安全を保つ必要がある。』としております。

次に、事業の定量的な目標及び効果は『錦川清流線は、開業以来赤字経営を余儀なくされており、損失補てん等のために積み立てた基金も減少しています。こうした中、鉄道施設総合安全対策事業費補助等を活用し、老朽化した鉄道施設の更新を行なうことにより輸送の安全を向上させる。』としております。

令和5年度事業の内容につきましては、事業を実施する事業者であります、錦川鉄道㈱にお願いしたいと思います。

錦川鉄道	鉄道につきましては、営業開始から50年以上経っているということもあり定期的な更新やメンテナンスが必要となっております。さらに異常気象も頻繁になっており、鉄道設備の更新につきましては、優先順位をつけて計画的に行っていく予定としております。先日の通信不具合では4日間お客様に大変ご迷惑をおかけした次第です。信号設備の老朽化、枕木レールの交換、補修を行い、車両につきましても定期的な検査・車両交換が必要となってまいります。全般検査を実施しまして安全な運行を進めてまいりたいと考えております。
会長	質問等があればお願いします。
委員等	(なし)
会長	ないようなので、議題の(4)について承認することで異議はありますか。
委員等	(異議なし)
会長	異議なしと認め、議題の(4)は、提案どおり承認されました。

その他 岩国市乗合タクシー（よべるん）の運行状況について

発言者	発言要旨
	(資料5について事務局より説明) 昨年5月の当会議で承認いただいた、小瀬地区及び北河内地区での乗合タクシーの運行状況等について、運行開始の昨年10月から約半年経過しましたので報告させていただきます。 1ページをご覧ください。乗合タクシーの運行目的としては、小瀬及び北河内区内を運行していました利用の少ない路線バスに代わり、乗合タクシーを運行することによって、地域住民等の利便向上を図るものです。次に運行概要についてですが、乗合タクシー「よべるん」は乗り降りすることができるエリアを限定して運行し、配車予約については通常のタクシーと同じように電話等ですることができます。運行内容としましては、令和4年10月1日から年中無休で朝の8時から夕方17時の時間で運行しています。運行車両数は最大8台の登録をしており、運賃は1乗車あたり500円で、小学生、障害者の方は半額、未就学児の方は無料とさせていただきます。定期券もありまして、1か月定期券が15,000円、小学生、障害者の方は半額とさせていただきます、運行业者としては、有限会社朝日タクシー及び第一交通株式会社の2社で運行しております。 次に2ページですが、乗合タクシー「よべるん」で乗り降りできるエリアなどを記載しております。ピンク色のエリアが小瀬地区及び北河内地区であり、そこから乗車されたお客様は、赤い矢印の先の緑のエリア内であれば1乗車1人500円でどこでも降りることができます。反対に、緑のエリアからピンクのエリアへ移動することや、ピンクのエリアの中で乗り降りすることも可能です。

次に 3 ページについて説明いたします。「よべるん」の月別の利用状況になります。右側の 2 つのグラフは、上段が北河内エリア、下段が小瀬エリアの実績になります。左側のグラフについては、右側のグラフの合計となります。6 か月での合計利用者数は 1911 人、運行台数は 1572 台です。利用者数は経過とともに増加傾向であり、市においてはこれからも引き続き制度周知を図り、より多くの方にご利用いただけるよう努めてまいりたいと考えております。

次に 4 ページをご覧ください。左上のグラフは時間別会社件数です。朝 8 時台が多いのは通院で利用される方が多いことによるものです。右上のグラフは配車件数となります。通院目的での利用が多いことから、平日の利用が多い状況です。左下の「WEB 経由での配車予約割合」は「よべるん」の配車予約を電話ではなくインターネット経由でした方の割合となります。最後に右下の「乗合乗車割合」ですが、1 台の乗合タクシーに 2 名以上での乗車で運行した割合を示しております。市といたしましては、1 台の車両に多くの方が乗車する方が効率的に運送できることから、今後においてもこの乗車割合を高めていけるようにコールセンターのオペレーターなどと連携して運行していきたいと考えております。

次に 5 ページをご覧ください。令和 4 年 10 月 1 日から、小瀬地区及び北河内地区で運行を開始した「よべるん」ですが、今年 4 月 1 日には南河内地区を運行エリアに追加いたしました。運行から半年経過し、利用者も増加傾向にあります。一方で乗合タクシー車両が不足し、利用者が希望する時間帯に車両を配車できないなどの事例がいくつか発生している状況です。このような課題を解決するため、タクシー車両の増車について運行事業者と協議を行うほか、乗合乗車率を高める配車を増やすため、コールセンターと協議していくなど課題解決に向けて取り組んでまいります。

会長	質問等があればお願いします。
委員等	タクシーの後部座席にシートベルトの着用の注意喚起をお願いしますと書いてありますが、運転手の方も声をかけていただくようお願いします。
事務局	承知しました。
委員等	3 つ程ありまして、1 つ目は、福祉系の高齢者タクシーチケットは乗合タクシーで利用できるかということ。2 つ目は、いわくにバスとの利用者数の比較が出ていますが利用者が増加傾向とはいえ、令和 3 年度のいわくにバスと比較すると減少しているかと思えます。いわくにバスを利用されていた方の移行によるもの、乗合タクシーが開始されたことによる新規利用によるもの、高齢者タクシーチケットの使用によるもの等の関係性について。3 つ目は、1 か月 15,000 円の定期券の利用状況についてということです。
事務局	まず、1 点目の福祉系の高齢者タクシー券については、岩国市では 75 歳以上の高齢者で免許証を持っておられない方に年間 48 枚で 1 枚 500 円のタクシー券を配布しています。乗合タクシーにおけるタクシー券の使用は、昨年半年で約 600 件と 4 分の 1 程度利用していただいている状況でございます。2 点目の利用の比較ですが、3 ページの左下の令和 3 年度いわくにバス乗降調査 1 日あたりの平均利用者数ということで、いわくにバスが路線バスとして運行していたときを参考に書いております。北河内においては 1 日 6 人程度、小瀬においては 8 人程度となっております。一方で乗合タクシーの状況は、北河内は 3.5 人と当時よりは少

	ない状況となります。小瀬につきましても、7人と少ない状況ですが、2月3月には8人に近い数字になっておりますので少しずつ増えてきているところです。バスに乗られていた方が乗合タクシーに移行しているかというところですが、障害者の方が作業所や施設等に通う手段として毎日乗車していただいている方もいます。また、新規でリピーターのように1か月20回と利用されている方もおり、当時バスを利用していた方が全員乗合タクシーに移行しているということではないと思いますが、引き続き利便性について自治会等に周知を図り利用者が増えるように努めてまいりたいと考えております。3点目の定期券については、1か月15,000円のものを3名の方に利用していただいております。障害者施設に通われているため半額の7,500円での利用となっております。
委員等	承知しました。
会長	ほかにありませんか。
委員等	(なし)
会長	ないようですので、本件については以上で終わります。 そのほか、事務局から何かありますか。
事務局	先程、委員からご質問の周東地域にも時刻表の配布をしているかということですが、今年度は3月15日に全戸配布しております。
会長	そのほか、委員の皆様、また、オブザーバーの皆様から、何かありますか。
委員等	(なし)
会長	ほかにないようですので、以上で本日の議題は全て終了いたしました。 これをもちまして、令和5年度第1回岩国市地域公共交通活性化再生法協議会及び令和5年度第1回岩国市地域公共交通会議を閉会いたします。